

In transition

IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2019 年 4 月 5 日
No. 2019-04

移行リソース・グループは、IFRS 第 17 号「保険契約」の適用に関する議論を継続する

移行リソース・グループは、直近の会議において、IFRS 第 17 号における投資要素の定義、分離および測定について議論し、受領した他の質問についてフィードバックを提供した。

要約

2019 年 4 月 4 日に開催された半日の会議において、国際財務報告基準 (IFRS) 第 17 号「保険契約」(IFRS 第 17 号) に関する移行リソース・グループは、適用上の問題について議論を継続した。国際会計基準審議会 (IASB) は、127 件の質問を受理し、そのうち 46 件が本会議で検討された。

移行リソース・グループは、投資要素に関して、3 件の質問を対象とする 1 つの詳細なアジェンダ・ペーパーについて議論した。IASB スタッフは、2019 年 4 月の IASB 会議で議論される予定の年次改善案の一部として、投資要素の定義に対する修正を提案すると述べた。多くの移行リソース・グループメンバーは、投資要素の定義を、保険契約が、すべての状況において保険契約者に返済することを企業に要求している金額とする修正案は、有用な説明となったと述べた。スタッフは、投資要素が明白な場合 (例えば、明示的な解約返戻金や勘定残高) もあるが、他の場合 (例えば、欧州の一部の終身保険や支払年金など) では、その金額は黙示的であると指摘した。加えて、一部の契約については、保険契約者に対する金額の返還は、投資要素ではなく、未経過保険料の返還を表している。移行リソース・グループは、保険料の払い戻し額と投資要素の区別には課題があるという所見を示し、また IASB スタッフは、これらの懸念に対し追加の検討を行う予定である。

その他、提出規準を満たさない質問は 43 件あった。移行リソース・グループのメンバーは、これらの質問のうち、特にインフレーションの仮定の取扱い、変動手数料アプローチの適格性テスト、およびリスク調整の決定における再保険契約の考慮について、フィードバックを行った。

IASB は、今後、移行リソース・グループ会議を開催する予定はない。議長は、2018 年 9 月の移行リソース・グループで指摘したように、質問がより詳細で特定の事例に関連しているため議論の規準を満たさないという傾向が継続していると述べた。したがって、IFRS 第 17 号の適用のさらなる中断を避けるため、今後の移行リソース・グループ会議は予定されていない。

この「In transition」における見解は、会議からの我々の見解に基づいており、IASB が後日公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

移行リソース・グループの背景

- IFRS第17号の公表に関連して、IASBは、ワーキング・グループである移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起した疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループは、財務諸表の作成者、監査人に加え、国際的な証券規制当局、保険監督当局および保険数理の団体を代表する3名のオブザーバーにより構成されている。
- 全体として、移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号の適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよびIASBへの情報提供を行うための公的な議論の促進にある。会議において、メンバーは、論点についての見解を共有する。移行リソース・グループは、ガイダンスを公表する予定はない。IASBは、各論点についてどのような対応をとるかを決定する。考え得る対応には、ウェビナー（ウェブ上のセミナー）およびケーススタディのような適用ガイダンスに対する支援の提供、または、IASBもしくは解釈指針委員会に対する潜在的な文言修正の提出が含まれる。
- 移行リソース・グループにおいて議論された論点についての追加的な背景については、IASBのウェブサイトより入手可能である。

移行リソース・グループの議論の要約

議論の要約

- 移行リソース・グループの議長は、2019年4月の移行リソース・グループの会議のために46件の質問を受領し、そのうち43件は詳細な議論を必要とする提出規準を満たさなかったと述べた。2018年9月の移行リソース・グループの会議で指摘されたとおり、より詳細で狭い範囲の質問の傾向は継続している。これは、現在行われている適用プロジェクトの進行が速まり、移行リソース・グループが完了間近である状況の両方を表している可能性がある。
- 現時点では、将来の移行リソース・グループの会議の予定はないが、IASBは、さらなる問題が生じた場合には、移行リソース・グループによるさらなる議論を排除していない。議長は、新しい基準の導入は、通常、適用に対する混乱を回避するための沈黙期間（“Quiet period”）が役立つと述べた。
- 2019年4月の会議で議論された詳細なアジェンダ・ペーパーは、1つだけ（投資要素について）であった。さらに、移行リソース・グループのメンバーは、提出規準を満たさなかった43件の質問を対象とするアジェンダ・ペーパー2について見解を述べた。論点および予想される次のステップの要約は下表のとおりであり、その後には会議の詳細を記載している。

移行リソース・グループ アジェンダ番号	議題	予想される次のステップ
<u>01</u> 保険契約における投資要素	移行リソース・グループは、以下の3点に分類して、IFRS第17号における投資要素に対するコメントを提供した。 <ul style="list-style-type: none">投資要素の識別（定義の年次改善案を含む）投資要素が分離可能かどうかの評価投資要素の金額の決定	IASBスタッフは、年次改善案に関する議論をIASBに報告する。
<u>02</u> 提出されたその他の質問	移行リソース・グループは、提出規準を満たしていない質問の一部についてフィードバックを行った。	移行リソース・グループのメンバーから提供されたコメントの一部は、年次改善プロジェクトの一部としてIASBに報告される。

移行リソース・グループの会議で議論された論点

投資要素

- IASBスタッフは、投資要素について、保険契約が投資要素を含んでいるかどうかの決定方法、投資要素が分離可能かどうかの評価、および分離できない投資要素の金額の決定を含む、多くの質問を受領していると述べた。

保険契約が投資要素を含んでいるかどうかの決定

- スタッフは、基準における投資要素の現行の定義は、「保険契約が、たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても保険契約者に返済することを企業に要求している金額」であると指摘した。これらの文言の明確化を求める要望を踏まえ、スタッフは、「保険契約が、すべての状況において保険契約者に返済することを企業に要求する金額」への定義の変更を提案している。IASBメンバーおよびスタッフは、「すべての状況において」返済されるという概念は、結論の根拠に示されており、投資要素の決定に関するIASBの原則における基準点となっていると述べた。したがって、彼らは、この変更は修正ではなく明確化であると考えている。

9. スタッフは、現行の定義は、生命保険商品の明示的な解約返戻金や勘定残高など、一部の場において、投資要素を特定するのに充分であると指摘した。しかし、欧州の一部の終身保険や支払年金のような他の場合では、投資要素は黙示的である可能性がある。また、スタッフは、自動車保険や他の損害保険などでは、契約の解約時に保険契約者に返済される金額は投資要素ではなく、むしろ未経過保険料の払い戻しであると説明している。

10. 一部の移行リソース・グループのメンバーは、提案されている年次改善が有用であると指摘した。しかし、他の移行リソース・グループのメンバーは、この明確化が、現時点において作成者が投資要素であると考えている範囲に対する変更を意味し、適用プロセスに混乱と中断を引き起こす可能性があるという懸念を表明した。IASBメンバーは、「すべての状況において」という新しい文言はすでに基準の結論の根拠に含まれており、修正ではないと指摘した。

11. 一部の移行リソース・グループのメンバーは、保険料の払い戻しと投資要素の定義の区別は混乱を招くと考え、また一部の移行リソース・グループのメンバーは、保険料の払い戻しについての詳細な記載を修正後の基準に含めるべきであると指摘した。要求事項の目的、すなわち、保険料(および保険金)からの金額の除外が同じであるならば、そのような区別は必要ないと考えるメンバーもいた。しかし、スタッフは、保険料の払い戻しと投資要素との区別は、一部の損害保険商品(例えば、自動車保険)にとって有用な明確化であると考えた。1名のIASBメンバーは、保険料の払い戻しではなく、投資要素の明確な定義が重要であると強調した。なぜなら、前者は、投資リターン・サービスを含む一般モデルにおける契約上のサービス・マージンの償却に関連する修正案に影響を及ぼすことになるからである。

12. アジェンダ・ペーパーでは、将来の未経過保険料を反映するように調整された金額の返済は、投資要素ではなく未使用のカバーに対する保険料の払い戻しを表す可能性が指摘された。移行リソース・グループのメンバーは、返済額が投資要素か保険料の払い戻しかの特定は、返済額にその両方が含まれる可能性があるため、一部の状況においては困難であると指摘した。また、IFRS第17号第103項(c)で要求されている「保険収益および保険サービス費用から除外した投資要素」の開示を要求する負債の調整表を、投資要素および保険料の払い戻しを含めるように修正し、両者の分離を要求しない取扱いも提案された。移行リソース・グループのあるメンバーは、分離できない投資要素は当期利益に影響を与えないが、保険料の払い戻しは利益に影響を与えると指摘した。IASBスタッフは、開示についてのさらなる検討に同意した。

投資要素が分離可能かどうかの評価

13. 移行リソース・グループは、IASBスタッフが作成した、投資要素の分離についての分析に同意した。各要素は通常、同時に消滅するが、この特徴は、各要素が分離されない性質を示す指標であるため、投資要素の分離のハードルは高いと認識された。IASBスタッフは、通常、例えば事務管理の目的のために、明確に分離できる構成要素を1つの契約に結合する場合にのみ、分離が可能になるだろうと指摘した。

投資要素の金額の決定

14. 移行リソース・グループは、投資要素が分離できないと判断した場合には、投資要素の金額は、返済が行われた時点でのみ決定される取扱いに留意した。移行リソース・グループは、この金額の決定にはさまざまな方法がある可能性を認めている。数名の移行リソース・グループのメンバーは、多くの場合、例えば、契約が明示的な解約返戻金や明示的な勘定残高を有する場合、追加的な計算は必要ないと強調した。しかし、例えば、保険契約者の死亡時または満期時に特定の金額を受け取る解約不能の終身保険など、場合によっては、満期時の金額を死亡時まで割引く、現在価値計算が要求されるだろう。

15. 移行リソース・グループのメンバーは、返済がなくても運用部分が存在する可能性があるかと指摘したスタッフ・ペーパーの説明に懸念を表明した。アジェンダ・ペーパーにおいて、解約控除を支払うために投資要素が使用されるため、純額決済が発生する可能性が指摘された。移行リソース・グループのあるメンバーは、IFRS第17号は、支払のみに言及し、解約控除については言及しておらず、アジェンダ・ペーパーの設例は混乱を招くと指摘した。IASBスタッフは、混乱の可能性を認識し、さらなる検討を行う予定である。

提出されたその他の問題に関する報告

16. 移行リソース・グループのメンバーは、議論の規準を充足しない質問について、IASBスタッフが提供した多くの明確化を歓迎した。移行リソース・グループのメンバーは、一部の質問についてさらなる明確化またはより多くのガイダンスを要求し、また一部の質問について、移行リソース・グループのメンバーは、アジェンダ・ペーパーのガイダンスに対して次のような懸念を表明した。

- 数名の移行リソース・グループのメンバーは、指数に基づくインフレーションの仮定についてのS122の質問に懸念を表明した。これに対し、スタッフは、インフレ指数を用いて決定されたキャッシュ・フローの変動は、金融リスクに関連する変動として考慮すべきであり、したがって、契約上のサービス・マージンではなく、保険金融収益または費用として即時に認識すべきであると指摘した。一部の移行リソース・グループのメンバーは、インフレーションの仮定の変動によって引き起こされる履行キャッシュ・フローの見積りの変動は、インフレーションに応じて支払いを調整する契約上の要求がある場合にのみ、金融リスクに関連する変動であると考えていた。逆に、ある特定のインフレーション指数を用いて将来の名目キャッシュ・フローに対する企業自身の期待を設定する場合、これらのインフレーションの仮定は、B128項(b)で指摘される「特定の価格変動についての企業の予想に基づく」仮定を表すものであり、したがって、「金融リスクに関連する仮定ではない」。企業は、将来のコストを

見積るためにインフレーション指数の使用を選択したが、同様に他の見積り方法(例えば、インフレーションの影響を黙示的に含んでいる過去のコスト増加傾向)を使用できた可能性がある。

- 移行リソース・グループのメンバーは、B101項(b)の変動手数料アプローチの範囲決定に焦点を当てた質問S115が、有用な明確化であると述べた。しかし、B101項(c)の適用の検討を含め、要求事項の評価に関するいくつかの詳しい設例が有用であろうと指摘した。数名の移行リソース・グループのメンバーは、この設例では、保険カバーの対価が固定されており、基礎となる項目によって変動しないが、多くの契約では、保険カバーの対価は、スタッフが別の事例であると指摘する、勘定残高の一定割合として設定されると指摘した。その結果、事例や費用の設定方法が異なれば、異なる結果をもたらす可能性がある。
- 再保険に付された契約の非金融リスクに係るリスク調整を決定する際に、再保険の影響を考慮すべきか否かに関する質問S118に関して、移行リソース・グループのメンバーは、スタッフによる回答を歓迎した。一部のメンバーは、アジェンダ・ペーパーの事例に反対した。スタッフは、以下の2つの重要なメッセージを強調した。(1) 再保険のコスト(給付だけでなく)は分析において考慮されるべきであり、(2) 保有再保険契約のリスク調整は、保有者が再保険者に移転するリスクの量を表している(設例では、CU25のリスク調整の50%)。IASBスタッフは、質問S119において、再保険者による不履行リスクは、再保険者に移転されるリスクではなく、したがって、これは非金融リスクのリスク調整において考慮されるべきではないが、履行キャッシュ・フローの見積りに含まなければならない取扱いを明確にした。
- スタッフは、一般モデルにおける基礎となる項目の変動の取扱いの明確化に関連する質問S92に関する移行リソース・グループのメンバーのフィードバックについて見解を述べた。これらは、投資の変動であり、したがって、金融リスクに関する仮定の変更としての取扱いが要求されている。一部の移行リソース・グループのメンバーは、基礎となる項目自体が、必ずしも金融リスクに関する仮定の変更と関連しているとは限らない(例えば、死亡の実績に関連する場合)と指摘した。スタッフは、このフィードバックをさらに検討する予定である。
- スタッフは、貨幣の時間価値および金融リスクによる、非金融リスクに係るリスク調整の変動の処理に関する質問(S101、S120、S124)から生じる年次改善案に言及した。修正案は、企業が、表示において、非金融リスクに係るリスク調整の変動を保険サービス損益と金融リスクに分解する選択をした場合、この選択が測定においても適用される取扱いが明確化される。すなわち、将来の保険サービスに関連する変動のみが契約上のサービス・マージンを調整する。

今後について

17. 提出された127件の質問は、すべて、移行リソース・グループによる詳細な議論、または移行リソース・グループへの報告により、検討された。このうち、49件の質問については詳細な議論が行われており、残りの78件の質問については、(a) IFRS第17号の用語のみを適用して回答可能である、(b) 提出規準を充足していない、(c) 移行リソース・グループの議論以外のプロセス(例えば、年次改善案)で検討中である、に分類され、移行リソース・グループに報告されている。

18. 2019年4月のIASB会議において、IASBはすべての修正案および年次改善案の要約を検討する予定である。IASBが修正案の維持を決定した場合、スタッフは、公開草案の公表のための投票プロセスの開始を要請する予定である。また、スタッフは、デュー・プロセス監督委員会に、公開草案に対するコメント期間の短縮を承認するよう要請する予定である。

19. IASBは移行リソース・グループの会議についての報告書を作成し、会議の日より2週間以内に公表する予定である。

PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT2019-03: The IASB finalises its discussions on IFRS 17 reported concerns and implementation challenges](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-02: IASB proposes scope exclusion election for certain loans and transition exception for acquired claim liabilities](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-01: IASB agrees to propose certain further amendments to IFRS 17 to better reflect the economics of insurance contracts](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-07: IASB agrees to propose limited changes to balance sheet presentation of insurance contract assets and liabilities](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-06: IASB proposes to amend the effective date of IFRS 17 and extend the temporary exemption of IFRS 9 for insurers](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-05: IASB agrees on criteria for evaluating any potential future amendments to IFRS 17](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-04: TRG debates more IFRS 17 implementation issues](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 – Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In Transition

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします